

イベント開催等における感染防止安全計画等について 新旧対照表

新

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない イベントの開催について		別紙2
大声※1なしのイベント		大声ありのイベント
収容定員設定あり	収容定員設定なし	収容定員設定あり※4
収容率50%超※2であるが 参加予定人数※3 5,000人以下 ⇒A	参加予定人数5,000人以下 ⇒A	収容率50%以下 ⇒A
収容率50%以下 ⇒A※5	参加予定人数5,000人超 ⇒B	収容率50%超 ⇒中止を含め開催を慎重に判断
収容率50%超かつ 参加予定人数5,000人超 ⇒B		収容定員設定なし
		十分な人と人の間隔 ⇒A (できるだけ2m最低1m) の維持を徹底 ⇒ 徹底ができない場合には 中止を含め開催を慎重に判断
A	イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。	
B	イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。	
<small> ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。 ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。 ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。 ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。 ※5 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。 </small>		

新

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当している イベントの開催について

別紙3

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ
参加予定人数※3 5,000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超
ただし人数上限あり★ ⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加予定人数5,000人超
⇒B

ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ
参加予定人数 5,000人以下
⇒A

収容率50%超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔
(できるだけ2m最低1m) ⇒A
の維持を徹底
⇒徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。

A イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（**様式1**）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（**様式3**）を県に提出すること。

B イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（**様式2**）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（**様式3**）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を抜けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 **対象者全員検査**の活用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（**様式1**）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（**様式2**）を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。

旧

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない イベントの開催について

別紙2

大声※1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%超※2であるが
参加予定人数※3 5,000人以下

⇒A

収容率50%以下

⇒A※5

収容率50%超かつ
参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と入の間隔
(できるだけ2m最低1m)
の維持を徹底

⇒A

⇒ 徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対象がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と入の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 ワクチン・検査パッケージ制度（対象者全員検査含む）の費用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（別紙1）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（別紙2）を、それぞれ県に提出することで当該制度へ登録が可能となる。

※6 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。

旧

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当している イベントの開催について

別紙 3

大声※¹なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※²以下かつ
参加予定人数※³ 5,000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超
ただし人数上限あり★ ⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加予定人数5,000人超
⇒B
ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※⁴

収容率50%以下かつ
参加予定人数5,000人以下
⇒A

収容率50%超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔
(できるだけ2m最低1m) ⇒A
の維持を徹底
⇒徹底ができない場合には
中止を含め開催を慎重に判断

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。

A イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（別添1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（別添3）を県に提出すること。

B イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（別添2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（別添3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を空けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 **ワクチン・検査パッケージ制度（対会者全員検査含む）**の活用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（別添1）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（別添2）を、それぞれ県に提出することで当該制度へ登録が可能となる。